

# 巻 頭 言

## 新たな専門医制度・更新について

松田ひろし 日本精神神経学会理事  
Hiroshi Matsuda

日本専門医機構（以下、機構）による新たな専門医制度では、専門医すべてがもつべき共通の能力と、各診療領域において備えるべき専門的診療能力とを明確にし、両者を公正に評価することを本旨としている。そのためには、専門医の更新においては、診療に従事していることを示す勤務実態や診療実績の証明、知識・技能態度が適切であることを証明することが求められる。

このような目的をもって運用される制度であるため、これまでの当学会の専門医制度と比較するといくつかの変更点がある。比較的大きな変更点としては①ポイント制から単位制に変わる、②受講必須の講習が設けられる、③提出すべき経験症例レポート数が2例から5例になる、という3点が挙げられる。

以下、これまで機構側と当学会側の専門医制度整備委員会や専門医制度常任委員会で調整した、4月1日現在の精神科専門医資格更新の要件について述べる。要件は大きく分けると、①勤務実態の自己申告を書式に則り提出、②診療実績の証明として、更新までの5年間に担当したケース5例について臨床経験レポートを提出、③更新単位50単位の取得、の3点である。

①②の提出書類については、従来の学会専門医資格更新時に提出を求めていた内容からあまり大きな変更はない。③の更新に必要な単位については、少々従来の方式と異なる点があるので、詳細を解説する。

新制度における更新単位の算定は以下に示すi)～iv)の4項目の合計で行い、それぞれの項目について5年間で取得すべき単位数を示すと、次のようになる。

- i) 診療実績の証明：10単位
- ii) 専門医共通講習：最小5単位、最大10単位（必修3項目については、それぞれ1単位以上の単位取得が必要）
- iii) 精神科領域（診療領域別）講習：最小20単位
- iv) 学術業績・診療以外の活動実績：0～10単位
  - i) の単位は、上述の②の5例の臨床経験レポート提出

により取得できる。なお、特段の理由（国内外の研究留学、病気療養、妊娠・出産・育児、介護など）のために診療実績の証明が難しい場合は、代替となる方法を選択することもできるよう、その方法を現在検討している。

ii) の専門医共通講習については必修項目として次の3つの講習、すなわち医療安全講習（必須項目：5年間に1単位以上）、感染対策講習（必須項目：5年間に1単位以上）、医療倫理講習（必須項目：5年間に1単位以上）があり、その他、指導医講習、保険医療講習、臨床研究/臨床試験講習、医療事故検討、医療法制講習、医療経済（保険医療など）に関する講習などが対象となる。

iii) の精神科領域（診療領域別）講習については、専門医委員会が指定したプログラムの聴講が該当となる。従来の当学会専門医制度のポイント対象となったものがほぼ該当するが、ポイント制から単位制への変更がなされている。

iv) の学術業績・診療以外の活動実績については、以下のイ～ロのような活動・業績に単位が付与される。

- イ. 専門医委員会が認定した学術集会での研究発表の筆頭発表者・共同演者（第2演者1名のみ）、「精神神経学雑誌」「Psychiatry and Clinical Neurosciences」といったピアレビューを受けた内外精神科領域の論文の筆頭著者など
- ロ. 指定する学術集会などへの参加
- ハ. 専門医試験や更新に関する業務に携わった場合や裁判所命令に基づく精神鑑定を手がけた場合

概略は以上の如くであるが、機構においては専門医としての適格性を確認し、適合している場合は専門医として認定し更新するという一連の手続き（認証）が、従来よりも明確に求められているといえる。

さらに、2020年4月の全面的な機構による、専門医制度の完全発足までの期間における移行措置については、さらに詳細な取り決めを設けているので、学会ホームページなどより十分情報を得て、遺漏なきようにしていただきたい。